

奈良県県土マネジメント部「情報共有システム」利用要領

(目的)

第1

本要領は、奈良県県土マネジメント部で発注する土木工事・設計業務等において、ASP方式の情報共有システムの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事・業務)

第2

ASP方式の情報共有システムの対象は、県土マネジメント部において発注する土木工事・設計業務等（以下「対象工事等」という。）とする。

※ASP方式：実施処理プログラムを提供している接続業者が、運用・管理等を行うアウトソーシング（外注委託）による方式

※土木工事：「土木工事標準積算基準書 奈良県県土マネジメント部」又は「下水道用設計標準歩掛表 日本下水道協会」（建築・建築設備に係る歩掛を除く）に基づいて積算する工事

※設計業務等：「設計業務等標準基準書 奈良県県土マネジメント部」に基づいて積算する業務

(利用の開始)

第3

土木工事の場合、受注者が情報共有システムの利用を希望する場合は、発注者に情報共有システム利用に係る協議書（様式1）を提出し、発注者がその協議内容に同意し指示することにより利用を開始することができる。

また、設計業務等では打ち合わせ時に協議し、その結果を打合せ簿に残すこととする。

(利用できるシステム)

第4

利用できる情報共有システムは、下記のシステム要件に合致するシステム事業者の中から受注者が選択する。システム利用登録や利用料支払い等の手続きは、受注者とシステム事業者とが直接行う。ただし、システム要件のうちオンライン電子納品機能は除く。

なお、改定されているものがあれば、直近のものに読み替えることとする。

<土木工事>

- ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev.5.4)

【要件編】 R4.3 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

- ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev.5.4)

【解説編】 R4.3 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

<設計業務等>

- ・業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev.1.4)

【要件編】 R4.3 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

- ・業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev.1.4)

【解説編】 R4.3 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

※ 機能要件への対応状況については、国土技術政策総合研究所の下記のページにて公開されている。

http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

（システム利用料）

第5

土木工事における情報共有システムの利用に関する費用（登録料及び利用料等）は、共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれている。

また、同様に設計業務等の情報共有システムの利用に関する費用は、直接経費率計上分に含まれるものとする。

情報共有システムを利用した工事については、金額等に係わらず電子納品の対象とする。

（アンケート調査）

第8

情報共有システムを利用した第2で定める対象工事等については、受注者（主任技術者等）及び発注者（監督職員）がそれぞれ様式2のアンケートに回答すること。

（設計図書への明示）

第9

特記仕様書において、別紙のとおりに記載することとする。

<工事の場合>

（情報共有システムの利用）

本工事で、ASP方式の情報共有システムの利用を希望する場合は、情報共有システム利用に係る協議書を監督員に提出し、利用の同意を得ることとする。

- （1）使用するシステムは、監督員と協議の上、国土交通省が示す「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」に準拠しているシステム事業者を受注者が選択する。
- （2）システム利用に係る一切の費用は共通仮設費率分に含まれており、システム利用登録や利用料支払等の手続きは受注者とシステム事業者が直接行うこととする。
- （3）工事完成までに、情報共有システム利用に関するアンケートを提出することとする。

<設計業務等の場合>

(情報共有システムの利用)

本業務で、ASP方式の情報共有システムの利用を希望する場合は、情報共有システム利用に係る協議書を調査（監督）員に提出し、利用の同意を得ることとする。

- (1) 使用するシステムは、調査（監督）員と協議の上、国土交通省が示す「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」に準拠しているシステム事業者を受注者が選択する。
- (2) システム利用に係る一切の費用は直接経費率計上分に含まれるものとする。システム利用登録や利用料支払等の手続きは受注者とシステム事業者が直接行うこととする。
- (3) 業務完成までに、情報共有システム利用に関するアンケートを提出することとする。

附則

この要領は、令和 5年 1月 1日から施行する。